

# 高松市在宅寝たきり高齢者等介護見舞金

◆寝たきり等の高齢者を在宅で介護している方に、介護見舞金を支給します◆

○支給要件 ※次の要件をすべて満たす必要があります。

## 1 寝たきり高齢者等（対象高齢者）

- ① 市内に引き続き1年以上住所を有する65歳以上の在宅の方
- ② 要介護4又は5の認定を受けている方

※要介護認定の有効期間が対象となります。要介護認定の有効期間が切れた場合、支給資格が消滅します。更新案内通知サービスは、平成30年度をもって終了していますのでご注意ください。

## 2 申請者（介護者）

- ① 市内に引き続き1年以上住所を有する方
- ② 寝たきり高齢者と同居し、在宅で常時介護している方

※寝たきり高齢者と別居しているが、1日のうち半日以上、常時介護している方については、同居しているものとみなします。

○申請方法等 ※前年度に支給を受けた方も、毎年申請が必要です。

## 1 提出書類

＜高松市在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給申請書 様式第1号＞

※前年度3月末時点の登録者に対しては、案内を7月下旬頃に郵送しています。

## 2 申請の手続き

申請期間

当該年度の8月から翌年3月

申請書の提出

長寿福祉課（市役所2階2番窓口）、又は総合センター・支所・出張所に御持参ください。

※長寿福祉課へ、郵送していただいても差し支えありません。

※申請書は、裏面の注意事項等をよくお読みいただいた上で御記入ください。

## 3 申請者について

対象高齢者を、常時、御家庭で介護している方が申請してください。

## 4 支給金額と時期

月額6,000円を年2回に分けて支給します。

【上期分】4月～9月までの該当月分を、申請のあった月の翌月末頃に支給

【下期分】10月～翌年3月までの該当月分を、翌年3月末頃に支給

※3月に1年分を御申請いただいた場合、4月に上期・下期分をまとめて支給します。

## ○主な注意事項

### 1 振込希望金融機関について

申請者（介護者）の預金口座を御記入ください。

### 2 証明書について

在宅で対象高齢者を常時介護していることについて、民生委員、地域包括支援センター職員、老人介護支援センター職員、若しくは居宅介護支援事業所の介護支援専門員の証明が必要となります。

## ○申請後の注意 ※申請後、変更が生じた場合は届出が必要です。

### 1 提出書類

＜高松市在宅寝たきり高齢者等介護見舞金変更届 様式第3号＞

### 2 申請書の提出

長寿福祉課（市役所2階22番窓口）、又は総合センター・支所・出張所に御持参ください。

※ 長寿福祉課へ、郵送にて提出していただいても差し支えありません。

### 3 提出が必要な場合

- ① 寝たきり高齢者等が死亡した場合
- ② 寝たきり高齢者等が要介護4又は5でなくなった場合
- ③ 寝たきり高齢者等を常時介護しなくなった場合
- ④ 寝たきり高齢者等が1か月以上病院等に入院、又は施設に入所した場合
- ⑤ ショートステイを1か月につき半月以上利用した場合
- ⑥ 寝たきり高齢者等又は介護者が住所を変更した場合
- ⑦ 振込口座を変更する場合

## ○高松市在宅障害者介護見舞金について

要介護4、5以外で、下記①～③のいずれかをお持ちの方は、在宅障害者介護見舞金を支給できる場合があります。詳しくは、障がい福祉課（☎087-839-2333）へお尋ねください。

- ① 身体障害者手帳 1級又は2級
- ② 療育手帳 ㊤又はA
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1級

※ 在宅寝たきり高齢者等介護見舞金と、重複して受給することはできません。

### お問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市役所 長寿福祉課（市役所2階22番窓口）

TEL : 087-839-2346

FAX : 087-839-2352